

## 入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和7年12月26日

秋田市長 沼 谷 純

### 1 入札に関する事項

(1) 件 名	秋田市子育て相談支援課公用車（軽自動車）賃貸借						
(2) 仕 様 書	別紙「仕様書」のとおり						
(3) 納 入 場 所	秋田市子ども家庭センター子育て相談支援課 秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターALVE						
(4) 借 上 期 間	令和8年6月1日から令和15年5月31日まで						
(5) 入札参加要件	<p>1 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。</p> <p>2 過去2年間に本市、国（特殊法人等を含む）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。</p> <p>3 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>4 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p> <p>5 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。</p> <p>6 市税に滞納がないこと。</p> <p>7 当該賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービスおよびメンテナンスが行える体制にあること。</p>						
(6) 入札参加申込み・閲覧	<table border="1"><tr><td>受付・閲覧 期 間</td><td>令和8年1月5日(月)から令和8年1月16日(金)まで (※土、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)</td></tr><tr><td>受付場所 閲覧場所</td><td>秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターALVE 5階 秋田市子育て相談支援課</td></tr></table>	受付・閲覧 期 間	令和8年1月5日(月)から令和8年1月16日(金)まで (※土、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)	受付場所 閲覧場所	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターALVE 5階 秋田市子育て相談支援課		
受付・閲覧 期 間	令和8年1月5日(月)から令和8年1月16日(金)まで (※土、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで)						
受付場所 閲覧場所	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターALVE 5階 秋田市子育て相談支援課						
(7) 指名(非指名) 通知	令和8年1月21日(水)までにE-mailで通知						
(8) 入 札	<table border="1"><tr><td>日 時</td><td>令和8年1月23日(金) 午前10時30分</td></tr><tr><td>場 所</td><td>秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターALVE 4階 洋室A</td></tr><tr><td>入札保証金</td><td>免除</td></tr></table>	日 時	令和8年1月23日(金) 午前10時30分	場 所	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターALVE 4階 洋室A	入札保証金	免除
日 時	令和8年1月23日(金) 午前10時30分						
場 所	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターALVE 4階 洋室A						
入札保証金	免除						
(9) 契 約 日	令和8年1月28日(水) 予定						

## 2 入札参加申し込みについて

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けてください。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
  - イ 業務受注状況確認書（様式2）  
提出期日現在までの業務受注状況がわかるもの（契約書等の写しを添付すること。）。
  - ウ 納税証明書（市税に未納がない旨を証する完納証明書。直近年度のものに限る。）※秋田市役所市民税課で発行したもの。写しでも可。
  - エ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）（写し可）  
※ 申込日から3か月以内に発行されたもの
  - オ 誓約書（様式3）
  - カ アフターサービス・メンテナンス体制（様式4）  
申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。
- (2) 指名および非指名通知について
- ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知をします。
  - イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。
  - ウ 指名通知および非指名通知は、E-mailで行います。
- (3) 入札について
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。
  - イ 長期継続契約の案件のため、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承のうえ参加してください。  
なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約です。
  - ウ 入札書の入札金額に履行期間の総額を記入してください。
  - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札金額としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
  - オ 入札執行回数は、2回を限度とします。
  - カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは、辞退できないものとします。
  - キ 代表者が、入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には、代理人の印を押印してください。

## 3 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とします。
- (2) 提出された申込書等は、返却しません。
- (3) 問い合わせ先  
申込書等の提出、物件の内容について  
秋田市子育て相談支援課子育て支援担当（電話）018-887-5340